

北海道議會時報

第 8 卷 第 6 号

昭和 31 年 6 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第8卷第6号(昭和31年)

— 第 6 号 目 次 —

議会の動き

常任委員会合同審査会……………1

常任委員会……………1

特別委員会……………11

総合開発調査特別委員会

資料

第二十四国会の展望……………18

雑 録

報道から拾う……………30

新町長から当選確定と旧町長不信任議決確認を
求める訴の法律上の利益

図書室だより……………31

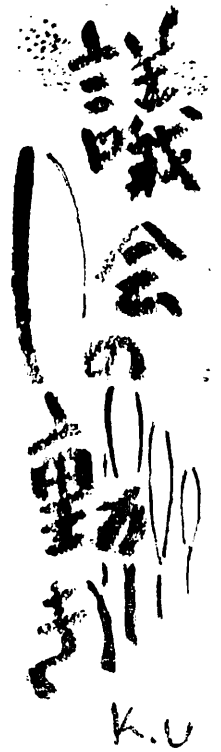
五月のメモ

表紙写真

池

— 道庁構内 —

北海道議会事務局撮影



常任委員会

総合開発第二次五カ年計画については、総合開発調査特別委員会で審議を急いでいたが、各常任委員会所管に係る事項については各委員会の意見を取り入れたいということになり、五月十六日各常任委員長会議を開き協議の結果、五月二十一日に合同審査会を開き、全般的な説明を聴いた後二十二日より各委員会においてそれぞれ各所管部門に対する審議を行った。その結果により再び特別委員会で意見を調整し、最終的には、六月二十八日招集の第一回臨時道議会において、特別委員長の報告の後、これに対する意見案を決定したものである。本号では各常任委員会の審査状況が主として収録され、第一回臨時道議会関係分は次号（七月号）に掲載されることになる。

常任委員会合同審査会

○五月二十一日 午後一時二十九分宮本副議長開会の挨拶があつて、蒞

田総合開発調査特別委員長（協ク）より、北海道総合開発第二次五カ年計画案に関する調査経過について報告の後、北海道総合開発第二次五カ年計画案について総合開発企画本部長より説明を聴取、各部門に亘る質疑についてはそれぞれの委員会において行い、各常任委員会の意見は総合開発調査特別委員長に提出すること、総括的質疑については後刻議会運営委員会において協議の上再開後に行うこと、総括的質疑を行わないと決定した場合は合同審査会を再開せずに散会することにし、一応暫時休憩を宣した、午後三時二十五分散会。

議会運営委員会

○五月二十一日 午前十一時二十分、運営委員室において開議。

- ① 本日開かれる総合開発第二次五カ年計画についての合同審査会の運営について協議を行い、司会は議長が行い、先ず総合開発調査特別委員長より委員会における審議の経過について報告の後、企画本部長より本案について説明聴取を行い、一旦休憩して質疑を行わない場合は再開せずに散会すること、合同審査会は午後一時より開くこととし、午前十一時四十五分休憩。
- ② 計画案の説明に対する総括的質疑は行わず、合同審査会は再会せずに散会すること。
- ③ 本案の最終決定方法については各派で検討の上、明日委員会を開くこととし、午後四時三十七分散会。

○五月二十二日 午後二時二十分、運営委員室において開議。

総合開発第二次五カ年計画案に対する議会意思決定の方法について協議を行い、明日各派の意見を持ち寄ることとし、午後二時五十分散会。

○五月二十三日 午後三時二十分、運営委員室において開議。

総合開発第二次五カ年計画案に対する議会意思決定の方法について協議を行い、なお明日委員会を開いて協議することとし、午後三時二十七分散会。

○五月二十四日 午後三時三十分、運営委員室において開議。

総合開発第二次五カ年計画案に対する最終決定の方法について各派の意見を持ち寄り協議を行い、結局、総合開発調査特別委員会において結論を出し、議会意思の決定については早い機会において行うこと、なお本案決定に関する議会は、定例会、臨時会の何れにしても総合開発調査特別委員長、議長、知事において協議の上決定することに決し、午後三時三十七分散会。

総務委員会

○五月二十二日 午時十一時十分、運営委員室において開議。

宮北委員長（社）より、総合開発第二次五カ年計画案の財政金融、資金、人口想定等の問題について審議を行う旨を述べ、総合開発企画本部長、開発調査課次長より説明を聴取、田呂委員（協ク）

より、民間設備資金供給額の推計根拠について質疑、応答があつて、午前十一時五十分散会。

○五月二十四日 午後一時十七分、運営委員室において開議。

① 二瓶副委員長（協ク）より、税務課長より発言を求められているのでこれを許す旨を述べ、税務課長より地方税法の一部改正に伴う道税条例の一部改正は、急施を要するので四月二十五日に専決処分の上同日公布した旨の説明を聴取。

② 一昨日に引続き総合開発第二次五カ年計画案に対する質疑に入り、塚田委員（労）より、労働力率低下の問題、高校施設計画における道と市町村の負担の問題、本道の消費水準の高い科学的根拠、進学率の上昇に学校施設が伴うかどうか、オートメーション化に伴う中小企業の圧迫並びにそこから出る失業者の問題、国の経済五カ年計画の推進等について、田呂委員（協ク）より、第二次五カ年計画は国の経済五カ年計画にたよりすぎている点、第二次、第三次産業にウエイトをかけすぎているが終局的に第一次産業にしわ寄せされないかどうかについて、松尾委員（自民）より、産業振興の面から日中貿易等も含めてはどうか、岡田委員（社）より、固定資産税についてその計画取入れ、民間設備資金供給額の中に中小企業分も含んでいるか等について質疑及び意見があり、企画本部長より答弁、ついで委員会の意見のとりまとめについては、これまでの質疑の過程で論議された問題を摘出して総合開発調査特別委員長に提出することとし、午後二時十分散会。

建築委員会

○五月二十三日 午前十一時二十一分、運営委員室において開議。

① 小島副委員長(社)より、総合開発第二次五カ年計画案の住宅関係について説明を求め、住宅課長より説明を聴取、委員会における取扱い方について協議の後質疑に入り、中牧委員(自民)より、合併対象町村中の未合併町村に対する公営住宅割当の問題について、塚田委員(労)より、二十七年次から三十年次までに建設された公営住宅及び民間の自力建設戸数について質疑があり、住宅課長より答弁があつて、本案についてはなお明日の委員会で検討することとし、

② 次に道内建築事情の調査について諮り、第一班日高、十勝支庁管内に小島副委員長(社)塚田(労)堀(社)林(自民)岡田(社)松尾(自民)各委員、期間は五月三十日より六月三日まで七日間、第二班留萌、宗谷支庁管内に二瓶(協ク)田呂(協ク)高田(社)中牧(自民)西野(自民)岩田(自民)井川(自民)各委員(日程は未定)を決定、調査を実施することとし、午後零時十八分散会。

○五月二十四日 午後二時二十六分、運営委員室において開議。

小島副委員長(社)より、昨日に引続き総合開発第二次五カ年計画案の住宅関係について審査を行う旨を述べ、松尾委員(自民)より、道住宅公団設置に関するその後の状況について質疑があり、建築部長より答弁、ついで塚田委員(労)より、道費持出しが非常に多くなつており、また市町村の負担も民間の資金借入による建設も大きくなつており計画としては少し無理があるようである。従つてこの計画を遂行する気構を中央に強く反映する必要がある。なお、「道費の各年次別支出については従来に比し一八%(但し宅地

開発を除く)の増となつてゐるが実現性が薄い。又民間資金による建設に委ねられる金額は昭和三十年次度に比し六三%の伸びをみているが計画としては場当りの感が深い。以上の点を十分に勘案検討の上実現可能な計画を立案する必要がある。」旨の意見を提出、小島副委員長(社)より、塚田委員提出の意見を委員会の意見として総合開発調査特別委員長に提出することについて諮り、異議なくそのことに決し、午後三時四十二分散会。

水産委員会

○五月九日 午前十一時四十四分、第三委員室において開議。

井野委員長(社)より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、中型機船底曳網漁業禁止区域拡張に関連する請願第百六十三号、第二百五十七号、陳情第二百九十一号、第三百八十二号を一括議題に供し、暫時休憩、午後零時六分再開、理事者側の説明に対し質疑応答、意見交換が行われた後、意見調整のため一旦休憩、午後二時三分再開、審査を続行、本件に関する各請願、陳情の具体的な個々の要望内容は取りはすすこととし、趣旨採択とすることに決定、なお本件の調査検討のため小委員会設置について諮り、異議なくそのことに決し、小委員の数は、自民二、社会二、協ク一、労農一、計六名とし、各派において委員を決定の上委員長に申し出ることにした。ついで請願、陳情の審査を続行、請願第二百八十二号、陳情第六十一号、第三百五十六号、第三百五十八号、第三百六十号、第四百十一号、第四百十七号は採択、陳情第三百五十三号、第三百五十七号、第四百十号は不採択、請願第二百三十三号、陳情第四百二二号は保

留に決し、午後三時四十分散会。(散会后、小委員に川村(社)坂下(社)高橋(源)(自民)松平(自民)川瀬(協ク)山内(労)各委員を決定。)

○五月二十二日 午前十一時十五分、副議長室において開議。

井野委員長(社)より、総合開発第二次五力年計画案の水産関係について審議を行う旨を述べ、水産関係について水産課長、水産製品課長より説明を聴取、一旦休憩、午後二時二分再開、沖野委員(自民)より、(1)遠洋漁業に進出したものの基礎数字、(2)新魚田とは何れを措すのか、底曳船に対する対策並びに新魚田とのからみ合せ、(3)漁場計画の問題並びに転換計画、(4)地域別魚種と漁船及び漁法の関係、(5)地域別魚種別累計とこれに要する資金関係と従事する所要人員、(6)地域別処理加工とこの資金関係、(7)地域別漁港、船溜と陸上施設の計画、(8)地域別生産物消流の関係、(9)単協、漁信連、系統金融その他の金融機関との結びつきの関係、(10)漁家収支バランスの資料の提出要求があつて、資料提出の見通しについて水産課長より答弁、山内委員(労)より、漁獲量に対する考え方、漁業関係就労人口の押え方等について質疑があり、水産課長、漁業調整課長より答弁があつて、暫時休憩、午後三時四分再開直ちに散会。

○五月二十三日 午後三時三十五分、副議長室において開議。

① 黒沢副委員長(社)より、昨日に引続き総合開発第二次五力年計画案の水産関係に対する質疑を続行する旨を述べ、阿部委員(自民)より、漁船大型化の数とその対象漁業、農林漁業特別融資の三十年代導入実績、特別融資に対する自己負担調達の問題並びにその他の融資計画の必要、試験船運営の問題等について、沖野委員(自民)より、試験船の運営に関する運営委員会設置の問題及び無資格無線技師の問題、三十年代までの試験船の試験結果の集録の提出等

について質疑及び意見があり、水産課次長、漁政課係員より答弁があつて、沖野委員(自民)より、昨日の委員会でも要求した資料の早期提出方について要望があり、計画案に対する委員会の意見調整については明日委員会を開くこととし、

② 次に沖野委員(自民)より、鯉凶漁対策の具体案について質疑があり、高橋(源)(自民)麻里(自民)山内(労)各委員より、鯉凶漁対策の早急樹立方について要望があり、鯉凶漁対策について検討のため五月二十八日に委員会を開くことに決し、午後四時四十五分散会。(散会后協議の結果、鯉凶漁対策、中型機船底曳網漁業禁止区域拡張問題、その他一般水産事情調査を実施することとし、第一班留萌、宗谷各支庁管内に黒沢副委員長(社)川村(社)坂下(社)麻里(自民)沖野(自民)宮本(協ク)各委員、第二班石狩、後志各支庁管内に高橋(源)(自民)村本(社)川瀬(協ク)松平(自民)各委員を決定。)

○五月二十四日 午後二時十分、副議長室において開議。

黒沢副委員長(社)より、総合開発第二次五力年計画案の水産関係について意見を求め、沖野委員(自民)より、昨日要求した資料については意見として取扱われた旨、阿部委員(自民)より、漁船建造のための農林漁業特別融資に対する自己資金調達の問題、沿岸漁業の調整及び転換計画等の折込み方等現実から遊離した計画でなく根の着いた計画とすることを希望する旨の意見があり、沖野委員の資料要求に関連しての意見、阿部委員の発言を委員会の意見とすることに決し、午後二時三十五分散会。

○五月二十八日 午前十一時十六分、第三委員室において開議。

井野委員長(社)より、春鯉凶漁対策について説明を求め、水産製品課長、漁政課係員より説明を聴取、委員長より、凶漁地帯にお

ける漁民の動きのとらえ方、鯨漁獲方法の検討、鯨に対する許可方針並びに指導方針の問題、春鯨漁業に対する新規計画の実施方、底曳業者に鯨を獲らせないとの根拠付け及び資源の問題に対する検討等について、松平委員（自民）より、宗谷における沖刺の実績、底曳機船に対する鯨漁獲区域の検討の問題等について、麻里委員（自民）より、水産試験場の鯨凶漁に対する原因の調査について質疑及び意見があり、漁業調整課長、水産課次長より答弁があつて、委員長より、鯨凶漁に対する緊急対策については水産部で立案の三十一年度春鯨凶漁地帯緊急対策の要綱により早急に措置されたい。なお恒久対策についても可及的速かに検討の上善処されたい旨の要望があつて、次に北海道漁民大会議長より、漁民大会要望事項（十六項目）について陳情を聴取、午後一時五分散会。

○五月二十八日 午後二時三十五分、第三委員室において小委員会を開議。

① 川瀬臨時主査（協ク）より、主査互選の方法について諮り、指名推選の方法によることとし、臨時主査より松平委員（自民）を主査に指名、異議なくそのことに決定。

② 松平主査（自民）より、小委員会の運営について諮り、六月八日小委員会を開くことに決し、午後二時四十分散会。

労働委員会

○五月十日 午前十一時五十分、第三委員室において開議。

① 山内委員長（労）より、請願の審査を行う旨を述べ、請願第二百七号、第二百二十号、第二百二十五号は採択、第四百十四号は保留に決定。

② ついで沖野委員（自民）より、本年度鯨凶漁に対する失対事業の枠拡大並びに日雇の職安登録は世帯主以外の家族についても考慮されたい旨の意見があり、労働部長、職業安定補導課長より答弁。

③ 次に最近の労働諸情勢について職業安定補導課長より、釧路労災病院関係について労働部長よりそれぞれ説明を聴取、ついで第一回定例会で採択された請願に関連して労働金庫に対する資金運用部資金の導入方等要望のため上京折衝委員を派遣することに決定、黒沢委員（社）より、鯨凶漁対策の早急樹立、一般求職斡旋のための求人開拓に対する措置について質疑及び意見があり、職業安定補導課長より答弁があつて、午後一時五分散会。

○五月二十三日 午後一時四十二分、副議長室において開議。

山内委員長（労）より、総合開発第二次五カ年計画案の労働部所管について説明を求め、企画本部長より説明を聴取、黒沢委員（労）より、労働学園の開設について、阿部委員（自民）より、職域等における生活協同組合の組織化増進と中小企業の摩擦に対する対策、地域的な職業補導の充実に対する考え方等について、川村委員（社）より、総人口に対する労働人口算出の基礎について、委員長より、労災病院増設の問題、失対事業の計画に対する考え方、生産の合理化、オートメーション化と本計画による完全雇傭の見通し等について質疑及び意見があり、企画本部長、労働部長、労政課長より答弁があつて、明日委員会を開いて結論を出すこととし、午後二時五十分散会。

○五月二十四日 午後一時三十四分、副議長室において開議。

山内委員(労)より、総合開発第二次五カ年計画案の労働部所管に対する意見を求め、労災病院設置計画の訂正について労働部長より説明を聴取の後、阿部(自民)沖野(自民)宮本(協ク)各委員より、本案に対する意見の出し方についてそれぞれ発言があつて、委員長より、本計画は計画として現実の失業対策の情勢によりその実情に応じた失対の万全を期することを委員会の意見として要望することについて諮り、異議なくそのことに決し、案文については委員長一任とすることとし、午後一時五十分散会。

農務委員会

○五月二十二日 午前十一時六分、議長室において開議。

秋山委員長(協ク)より、豆類増産対策等の間に關する中央折衝経過について報告の後、総合開発第二次五カ年計画案の農業関係について企画本部係員より説明を聴取、委員長より、ビート増反反別に対する道の考え方と中央との喰い違いの問題、電源開発と水利の關係、水田改良の問題、エロージョン關係、河川改修と土地改良問題等の計画案へのとり入れ方について、井口委員(社)より、第一次計画の残量の第二次案へのとり入れ方、資金計画の問題等について、高橋(辰)委員(社)より、資金計画における民間資金の割合、小家畜の計画等について質疑があつて、一旦休憩(休憩中に農業改良普及協会々長より、農業改良普及員の増員、相談所の整備強化について陳情を聴取)、午後一時三十二分再開、ついで農務部

長、企画本部係員より答弁があつて、大沢委員(自民)より、第一次計画の農業関係の執行率、国費補助率と道負担の問題等について、橋本(正)副委員長(社)より、農外所得の内容、甜菜増反と土地改良の問題、農耕馬の計画等について、中野(与)委員(社)より、国費導入の見通しについて、高橋(辰)委員(社)より、澱粉工場の新設に対する考え方、農村工業振興の観点からの検討の問題等について、新川委員(労)より、第一次計画と第二次計画案の比較特に食用作物に比べ特用作物が伸びている点及び産米計画と人口想定のアンバランス等について質疑があり、農務部長、企画本部係員より答弁があつて、午後二時三十分散会。

○五月二十四日 午前十時二十分、議長室において開議。

秋山委員長(協ク)より、総合開発第二次五カ年計画案の農業関係を議題に供し、委員長より、無灯火地帯解消の問題、小田地下水田造成の計画へのとり入れ方と国の助成の問題、開発公庫の融資の範圍、エロージョンの關係等について、増田委員(社)より、農家經濟の見通し、特に二、三男対策、現在三町二反八畝の農家の平均反別が今後零細化されないかどうか、酪農の振興と集乳所運営の問題、家畜の空胎防止対策等について質疑があり、農務部長、農政課長、畜産課長、企画本部係員より答弁があつて、暫時休憩、午前十一時三十六分再開、委員会の意見等については正副委員長に一任し、なお必要ある場合には委員会を開くことに決し、午前十一時三十八分散会。

民生委員会

○五月二十三日 午前十一時五分、議長室において開議。

① 井口委員長（社）より、小樽市及び下川町の大火の状況並びにこれに対する緊急対策について説明を求め、社会課長より説明を聴取、新川副委員長（労）より、仮設住宅の建設費について、秋山委員（協ク）より、職業別被害者数について秋山委員（協ク）より、職業別被害者数について質疑があり、社会課長より答弁、ついで委員長より、五月十一日より四日間委員会を代表して下川町の大火見舞に出張の経過について報告があつて、

② 次に総合開発第二次五カ年計画案の民生関係について民生部長より説明を聴取、一旦休憩、午後一時二十五分再開、中野（与）委員（社）より、本案に対する意見は今日中に委員長まで申し出てこれが調整並びに総合開発調査特別委員長に対する意見の提出等については委員長一任といたしたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、午後一時三十分散会。

商工委員会

○五月二十二日 午前十一時十五分、第二委員室において開議。

森川委員長（社）より、総合開発第二次五カ年計画案の商工部関係について説明を求め、商工部長より説明を聴取、泉谷委員（自民）より、工業の伸張に対する商業発展の見通しの問題、五カ年計画と失業者の解消等について、委員長より、室蘭―大畑航路の問題

について質疑があり、商工部長、商務課長より答弁、ついで空港整備計画について商工部長より説明を聴取、橋本（清）委員（社）より、日中、日ソ国交回復の場合の計画へのとり入れ方について質疑、応答があつて、本案についてはなお明日委員会を開いて検討することとし、午前十一時五十分散会。

○五月二十三日 午後一時五十分、第二委員室において開議。

森川委員長（社）より、総合開発第二次五カ年計画案の商工部関係について審議を行う旨を述べ、和平副委員長（労）より、商業の資金計画の設定について、福島委員（自民）より、道内生産物資の消流の問題について質疑及び意見があり、商工部長より答弁があつて、暫時休憩の後再開して、明日委員会を開いて本案に対する委員会としての結論を出すこととし、午後二時四十三分散会。

○五月二十四日 午前十時五十分、第二委員室において開議。

① 和平副委員長（労）より、総合開発第二次五カ年計画案の商工部関係に対する意見を求め、泉谷委員（自民）より、商業の資金計画のとり入れ方について、道下委員（協ク）より、農村電化計画のとり入れ方について意見があり、関連して宮坂（自民）西川（自民）橋本（清）（社）各委員より、これらの問題の計画案へのとり入れ方について意見があつて、商業部門における資金計画の設定と無灯火地帯解消の件を委員会の意見として総合開発調査特別委員長に提出することとし、なお意見の調整がつかない場合は委員会を開いて協議することに決した。

② 次に青函航路安全運航の問題について小樽及び函館の海上保安部に委員を派遣することとし、派遣委員に橋本（清）（社）泉谷（自民）各委員及び和平副委員長（労）、期間は五月三十一日より六月二日まで三日間と決定、午前十一時十分散会。

林務委員会

○五月十一日 午前十一時三十五分、第三委員室において開議。

窪田委員長(社)より、森林資源保護育成に関する中央折衝経過について報告を求め、岡林副委員長(社)より報告があつて、次に陳情第三百九十七号(洞爺湖水位上昇に伴う国立公園維持管理対策の件)は採択に決し、本件に関連して中央折衝を行うこととし、次に陳情第二百五十九号(置戸町及び訓子府所在道有林中開拓地解放の件)に関する現地調査は五月十八日に実施することとし、派遣委員に窪田委員長(社)五藤(社)泉谷(自民)堀田(自民)橋本(清)(社)西川(自民)大久保(自民)各委員を決定、ついで暑寒別岳周辺の道立公園についての調査は七月一日頃実施することとし、派陳委員に岡林副委員長(社)蔣田(協ク)道下(協ク)福島(自民)和平(労)舟木(社)森川(社)宮坂(自民)各委員を決定、午後零時五分散会。

○五月二十三日 午前十時五十分、第二委員室において開議。

窪田委員長(社)より、総合開発第二次五カ年計画案の林業関係について説明を求め、林務部長より説明を聴取、福島委員(自民)より、中央の開発計画と道の構想との喰い違い点について、堀田委員(自民)より、林地買収問題と計画への考慮について質疑があり、林務部長より答弁、ついで和平(労)泉谷(自民)橋本(清)(社)福島(自民)堀田(自民)各委員間に本案の取扱い方について意見の交換があつて、暫時休憩、午前十一時三十分再開、本案の取扱い方について協議の後、午前十一時四十分散会。

○五月二十四日 午前十一時十五分、第二委員室において開議。

① 窪田委員長(社)より、総合開発第二次五カ年計画案の林業関係に対する意見を求め、堀田(自民)和平(労)五藤(社)各委員及び岡林副委員長(社)より、林地買収問題の考慮、原木価格の維持等について意見があつて協議の結果、委員会としては意見を出さず計画案を了承することに決定。

② 次に五月十八日に実施することになつてた道内林業事情の調査について諮り、日程、調査箇所等については参加委員において決定することとし、(後刻協議の結果、北見、池田、滝川、俱知安各林務署管内を六月七日より十一日まで五日間に決定)、午前十一時二十五分散会。

文教委員会

○五月二十二日 午前十時三十五分、第三委員室において開議。

太田委員長(社)より、総合開発第二次五カ年計画案の教育関係について説明を求め、開発調査課長より説明を聴取、佐野委員(社)より、国の教育計画との喰い違いの問題、農業高校に二カ年の専攻科設置計画について、津川委員(社)より、教育関係全体資金計画における国費と道市町村負担の見合い及び実施面における重点の置き方、地域の産業振興との関連等について、山本委員(自民)より、全体資金計画における市町村負担の軽減措置の検討について、天谷委員(協ク)より、市町村立高校の設置と道立移管の計画、各地の総合開発期成会の意見のとり入れ方及び総合大学の設置計画について、遠藤副委員長(社)より、先に道教委で立案の教育第二次五カ年計画との関連について質疑及び意見があり、開発調査課長、

同課員、道教委行政課長補佐より答弁があつて、一旦休憩、午後一時四十分再開、本計画案に対する意見は二十四日に委員会を開いて協議することとし、直ちに散会。

○五月二十四日 午前十一時十二分、第三委員室において開議。

太田委員長(社)より、総合開発第二次五カ年計画案の教育関係に対する意見を求め、佐野委員(社)より、農業高校の専攻科を野幌及標茶の両高校に限定した理由について質疑があり、開発調査課係員より答弁があつて、一旦休憩、午後一時十分再開、ついで各派の意見を求め、吉田委員(自民)より、自民党は、委員会の審議時間が短時間でもあるのでこの際特別委員会に一任すべきであると決定した旨、黒松委員(協ク)より、協同クラブは意見はない旨、大石委員(社)より、社会党は、道立高校及び総合大学の分布整備の再検討を要望すべき旨の意見があり、意見の取扱い方について協議の後、大石委員の意見を委員会として総合開発調査特別委員長に提出することに決し、午後一時四十七分散会。

農地開拓委員会

○五月二十三日 午前十時四十三分、第三委員室において開議。

笠井委員長(社)より、総合開発第二次五カ年計画案の農地開拓関係について説明を求め、開発調査課長より総括的説明を聴取の後、開拓経営課長、開拓計画課長、土地改良課長よりそれぞれ各課所管について説明を聴取、大石委員(社)より、第二次計画におけ

る開拓及び土地改良の総計画に対する比率、国と道の事業進捗の比較について、伊藤(作)委員(自民)より、一戸当り入植地と入植計画の問題、開拓診療所設置計画引上の問題、農耕適地面積の問題、買収完了の土地に対する入植状況等について、津川委員(社)より、計画立案における農務部及び林務部との調整並びに開発局との関連、簡易集集所と人口投精所設置に対する考え方、土地買収と河川改修の際堤防敷地のとり方との関連等について、佐野委員(社)より開拓者の家畜道入計画について質疑及び意見があり、関係各課長より答弁があつて、明日委員会を開いて各派の意見を取りまとめることとし、午後零時二十分散会。

○五月二十四日 午後一時四十八分、第三委員室において開議。

笠井委員長(社)より、総合開発第二次五カ年計画案の農地開拓関係に対する各派の意見を求め、吉田委員(自民)より、自民党としては、委員会の審議時間も充分ないので計画案については特別委員会に一任すべきであると決定した旨、笠井委員長(社)より、社会党から開拓不振地区対策の強化措置、土地改良事業及び耕地整備事業の大巾な増額措置、継続事業の早期完了措置、開拓実習所の増設措置、開拓農協の既存農協と合併のための育成強化措置、開拓用地の厳選及び建設工事終了地区の優先入植の計画化の六項目の意見が出ている旨を述べ、桶谷(自民)黒松(協ク)大石(社)吉田(自民)各委員間に、既存農協と開拓農協の統一促進の問題について意見の交換があつて、六項目のうち開拓農協と既存農協の統一促進については注意事項を附しその他の五項目はそのまま委員会の意見として総合開発調査特別委員長に提出することに決し、午後二時七分散会。

土木委員会

○五月二十二日 午前十一時五十分、第一委員室において開議。

時田委員長（社）より、総合開発第二次五カ年計画の土木関係について説明を求め、土木部次長より説明を聴取、児見山（社）佐々木（自民）各委員より、漁港整備計画その他資料の提出要求があつて、資料は本日午後三時まで提出してもらい、各委員はその資料を持帰り調査の上、明日の委員会において質疑を行い意見があればそれを決定して総合開発調査特別委員長に提出することとし、午後零時三十分散会。

○五月二十三日 午後一時四十五分、第一委員室において開議。

時田委員長（社）より、昨日に引続き総合開発第二次五カ年計画案の土木関係について審議を行う旨を述べ、提出資料について土木部次長より説明を聴取の後、佐々木委員（自民）より本計画案に対する意見の申出に関する議会の基本方針の明確化並びに常任委員長会議決定による本案の取扱いについて発言があり、河野（社）児見山（社）宮津（自民）渡部（社）中野（与）（社）各委員間に意見の交換があつて、暫時休憩、午後二時四十七分再開、明二十四日委員会を開いて意見のとりまとめを行うこととし、なお明日をもつて計画案に対する審議を終了することに決し、午後二時五十三分散会。

○五月二十四日 午後三時二十一分、第一委員室において開議。

時田委員長（社）より、総合開発第二次五カ年計画案の土木関係に対する意見を求め、宮津委員（自民）より、総合開発調査特別委員会において最も適切なる措置を講じ将来の本道開発上において過

誤を来たすことなきよう最善の努力を払い期待に副い得る計画を樹立されたい旨の意見があり、宮津委員の意見を委員会の意見として総合開発調査特別委員長に提出することについて諮り、異議なくそのことに決し、午後三時三十五分散会。

衛生委員会

○五月二十三日 午前十一時七分、第一委員室において開議。

- ① 鈴木委員長（社）より、四月下旬より五月上旬厚岸町字奔渡町、真龍町、床潭村において発生した腸チフス集団発生について説明を求め、衛生部長、保健予防課係員より説明を聴取、佐々木委員（自民）児見山副委員長（社）より、釧路保健所の医師不足の問題及び伝染病予防接種の実施について質疑及び意見があり、応答の後、
- ② 総合開発第二次五カ年計画案の衛生部所管について衛生部長より説明を聴取、異議なく原案のとおり承認することに決し、午前十一時三十六分散会。

治安委員会

○五月七日 午前十一時三十八分、第三委員室において開議。

- ① 田呂委員長（協ク）より、陳情の審査を行う旨を述べ、陳情第二

特別委員会

百九十四号は不採択、第二百九十六号、第四百二十一号は保留に決し、

② 次に道内並びに道外の警察行政及び治安状況の調査について諮り、道外は宮城、岐阜、和歌山、徳島、広島、福岡の各県に舟木副委員長(社)川瀬(協ク)村本(社)安達(無)各委員、道内は道南方面(小樽、倶知安、余市、寿都、八雲、函館、木古内、松前、各警察署管内)に和平(労)黒沢(社)各委員、道北方面(沼田、留萌、羽幌、旭川、遠軽、網走、北見各警察署管内)に舟木副委員長(社)川瀬(協ク)村本(社)森川(社)各委員、道東方面(苫小牧、門別、静内、浦河、広尾、釧路、牧室各警察署管内)に田呂委員長(協ク)児見山(社)岩田(自民)麻里(自民)各委員を決定、なお道北、道東方面の二班については出発時期を当分遅らせ委員長において適宜措置することとし、一旦休憩、午後二時十二分再開。

③ 札幌中央署管内における交通及び取締り状況の調査について諮り、明五月八日実施することに決定、ついで和平委員(労)より釧路署における警部補と巡査部長の職権乱用に関する新聞報導の真相について質疑があり、警務部長より答弁、午後二時十五分散会。



総合開発調査特別委員会

○五月二日 午前十一時十三分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長(協ク)より、西村(社)時田(社)宮北(社)各委員が辞任、大石(社)坂下(社)増田(社)各委員が補充選任された旨を報告、ついで本多委員(自民)より、四月十八日札幌グランドホテルにおいて開かれた北海道開発審議会文化厚生小委員会の経過について、委員長より、四月三十日首相官邸において開かれた北海道開発審議会総会の経過について、それぞれ報告があつて、新川委員(労)より、正力構想による交通運輸株式会社設置問題及び開発庁の機構改革の問題に対する委員会における検討の必要について発言があり、委員長より開発庁の機構改革の問題については次回委員会に意見をもち寄りたい旨を述べ、

② 次に五月九日東京で開かれる北海道開発審議会のオヴザーパー派造について諮り、派遣委員の選任、日程等については委員長一任に決定、ついで第二次五カ年計画審議日程の遅延について企画本部長より陳謝があつて、一旦休憩、午後一時十五分再開。

③ 総合開発第二次五カ年計画案について企画本部長より説明を聴取、五月三日より六日まで四日間個人審査を行い、七日に委員会を開いて質疑を行うことに決し、なお新川委員(労)より、経済自立五カ年計画に対する道の要望事項と本計画案との相違点についての資料、産業構造、生産年齢人口、労働力率、総生産額等に関する積

上げ資料の提出要求があつて、午後三時十五分散会。

○五月七日 午前十一時二十五分、第一委員室において開議。

① 蒔田委員長（協ク）より、開発庁の機構改革問題に対する各派の意見を求め、津川（社）新川（労）本多（自民）沖野（労）山本（自民）増田（社）大石（社）各委員及び蒔田委員長（協ク）中野（定）副委員長（社）より開発庁の機構改革の問題に関してそれぞれ意見の開陳があつて一旦休憩、午後二時十二分再開。

② 総合開発第二次五カ年計画案の総論に対する質疑に入り、増田委員（社）より、人口想定の問題、第二次産業に対する人口吸収の度合い、失業対策の強化等について、津川委員（社）より、人口想定の問題、産業構造における本道の特殊性の考慮等について、新川委員（労）より、人口の社会増算定の基礎、労働力率における国と道の計画の相違点、第二次産業における建設業の雇用の問題等について、山本委員（自民）より人口想定の問題と道民生活安定との関連について、沖野委員（自民）より、水産関係で通信施設の強化、着業資金の確保、漁業共済制度の確立、漁業災害特別融資の確立、漁業保険の強制加入、医療保険の加入、沿岸漁業不振対策等の計画へのとり入れ方並びに水産計画と水産庁の方針との関連について質疑及び意見があり、企画本部長より答弁、午後三時四十七分散会。

○五月八日 午後一時五分、第一委員室において開議。

蒔田委員長（協ク）より、総合開発第二次五カ年計画案の各論について説明を求め、企画本部長より説明を聴取、新川委員（労）より、第一次計画の執行実績、第二次計画に人件費事務費が入つていくかどうか等について、松平委員（自民）より本道から原料を本州に出して加工され戻つて来るものの数字について質疑があり、企画本部長より答弁、午後三時十五分散会。

○五月九日 午前十時五十分、第一委員室において開議。

開議前、釧路地方総合開発促進期成会長より、特殊気象地帯農業試験場の新設その他十二項目について陳情を聴取。

蒔田委員長（協ク）より、総合開発第二次五カ年計画案に対する質疑を求め、新川委員（労）より、第一次計画と第二次計画との対比表の提出要求があり、津川委員（社）より、開発局、通産局、鉄道局等との連絡について質疑、応答の後、委員長より、只今から直ちに各小委員会毎に審議を開始し、五月十七日まで一応の基本線を出してほしい旨を述べ、午前十一時十七分散会。

○五月十四日 午前十一時十分、第一委員室において開議。

蒔田委員長（協ク）より、五月九日首相官邸で開かれた北海道開発審議会における開発庁機構改革の問題に関する審議の経過について報告を求め、増田委員（社）より報告があつて、次に委員長より、総合開発第二次五カ年計画案の審議途中における各常任委員会との調整については、五月十六日に常任委員長会議を開き各常任委員会における計画案の審議は二十四日まで終り、二十五日に意見の提出を受けて各小委員会を開き意見調整を行う、なお困難な事項については当該常任委員長と再度調整に入ることも予想されるが、この間に特別委員会を開いて全般的な調整を行い六月三日に決議をしたいと考えている。その後の取扱いについては六月十日頃臨時議会又は全員協議会を開いて決定するか、或いは定例会で承認を求めるという方法も考えられる旨を述べて了承を求め、午後零時五十分散会。

○五月二十五日 午前十一時八分、第一委員室において開議。

蒔田委員長（協ク）より、各常任委員会から提出された意見について出席の各委員長の説明を求め、和平商工副委員長（労）塚田総

務及び建築委員（労）井口民生委員長（社）太田文教委員長（社）笠井農地開拓委員長（社）秋山農務委員長（協ク）黒沢水産副委員長（社）より、それぞれ各委員会提出の意見について説明があつて、各委員会提出の意見についてはそれぞれ三つの小委員会に付託して検討することに決し、午後零時四十五分散会。

農林水産小委員会

○五月十一日 午前十一時、第一委員室において農林水産小委員会を開議。

児玉主査（自民）より、小委員会の運営について諮り、五月十四日より関係部の説明を聴取しながら問題点を抽出し、これによつて関係団体の意見を聴き、関係常任委員会との調整については関係委員会を開いてもらつてその意見を聴いた上で結論を出すこと、なお審議期間は水産部と林務部所管は各二日間、農務部と農地開拓部所管は各三日間とし、大体十五日間位を予定することに決定、ついで沖野委員（自民）より、水産関係団体と第二次計画案の水産部門に関する意見交換の結果について報告の後、生産面、陸上面、組織面、流通面から具体的に検討すべきである旨の意見があつて、午後零時十五分散会。

○五月十四日 午後二時十分、第一委員室において農林水産小委員会を開議。

児玉主査（自民）より、総合開発第二次五カ年計画案の水産部門について説明を求め、開発調査課長より説明を聴取、沖野委員（自

民）より、漁業の転換資金援助対策、沿岸漁業の振興対策、漁船保険の強制加入問題、陸上面の施設の強化対策等の計画への取り入れ方について、松平委員（自民）より、底曳機船の転換問題と転換資金に対する融資対策、浅海増殖の問題、密漁船の取締り対策等について、二瓶委員（協ク）より、漁業の転換対策について、津川委員（社）より、第一次計画の進捗状況、重点的な地域計画の樹立、零細漁民の生活安定対策、漁港築設の問題等について、児玉主査（自民）より、沿岸漁業の沖合転換についての具対策の打ち出し方について質疑及び意見があり、企画本部長、開発調査課長より答弁があつて、午後四時五十分散会。

○五月十五日 午前十時五十五分、第一委員室において農林水産小委員会を開議。

児玉主査（自民）より、総合開発第二次五カ年計画案の林務部門について説明を求め、開発調査課長より説明を聴取、津川委員（社）より、林業の治山と河川の調整の問題、開拓地と林地の調整の問題、種苗の養成と需給計画、海岸林の問題等について、坂下委員（社）より、資料のとり方と誤差の問題、蒔田委員長（協ク）より、開拓地と林地との土地利用区分について質疑があり、開発調査課長より答弁、午後零時十八分散会。

○五月十七日 午前十時五十分、第一委員室において農林水産小委員会を開議。

児玉主査（自民）より、昨日開かれた常任委員長会議の経過について報告の後、総合開発第二次五カ年計画案の農業部門について開発調査課長より説明を聴取、津川委員（社）より、第一次計画の進行実績の問題、特殊性、地域的重点事項の取上げ方について、二瓶委員（協ク）より、全般的にボヤけており、横の結びつきがちぐ

はぐだ、例えば水田の工夫の問題、畑地農家、傾斜地農家、穀栽地帯農家等の農家経営の問題、特殊気象地帯農業振興確立と特別立法制定の問題、無電灯地帯解消の問題、土地改良の排水施設の問題、資金計画と融資受入休勢の問題、集乳施設合理化の内容はどうかについて質疑があり、開発調査課長より答弁があつて、一旦休憩、午後二時五分再開、坂下委員（社）より、地域の特殊性の打ち出し方、資金及び事業量等の年次計画の樹立、農地開拓との調整等について、二瓶委員（協ク）より、草地経営と特別立法制定の問題、甜菜の増反計画等について質疑及び意見があり、応答の後、児玉主査（自民）より、地域別重点事項のとり入れ方、水田、畑地経営の問題及び特殊気象地帯農業振興確立の問題のとり入れ方、年次別計画の樹立、草地改良並びに無灯火地帯解消方策の樹立等について意見があつて、午後三時四十五分散会。

○五月二十八日 午前十一時二十五分、第一委員室において農林水産小委員会を開議。

児玉主査（自民）より、総合開発第二次五カ年計画案の開拓及び土地改良部門について説明を求め、開発調査課長より説明を聴取、一旦休憩、午後一時十五分再開、二瓶委員（協ク）より、泥炭地の調査と事業計画が小さい点、地域的な開墾計画の特色、拓殖実習場費の問題、研究世話所の内容等について、津川委員（社）より、各地域開発期成会の要望事項のとり入れ方、不振地区に対する対策、開墾作業機械化の問題等について質疑があり、開拓経営課長より答弁があつて、午後三時二十分散会。

○五月二十九日 午前十一時五十三分、第一委員室において農林水産小委員会を開議。

児玉主査（自民）より、総合開発第二次五カ年計画案の開拓及び

土地改良部門を議題に供し、津川委員（社）より、土地改良事業量の増加に対する考え方、不振地区に対する早期経営診断の実施等について、二瓶委員（協ク）より、主畜地帯の草地改良に対する補助について、坂下委員（社）より、開拓営業類型において、もう少し余裕のある計画の樹立、開墾進度に関する年次別計画の必要、入植地域の明確化、根柢、天北開拓の具体的収容能力並びに経営の見通し等について質疑があり、土地改良課長、開拓経営課長より答弁、一旦休憩、午後二時十分再開、休憩前の坂下委員（社）の質疑に対する開拓経営課長の答弁の後、坂下委員（社）より、小団地については今後新規事業を計画しないという理由について質疑、応答があり、児玉主査（自民）より、(1)計画全体に地域性の表現がない、(2)地域別の特色がない、(3)年次計画を附すべきである、(4)草地造成計画のとり入れ方、(5)土地改良による耕地整備特に暗渠排水など増額の必要、(6)不振地区対策の予算の裏付、(7)開拓者の営農安定対策の具体的計画の樹立、(8)世界銀行融資による開墾計画に対する考え方並びに泥炭地に対する計画、(9)事業計画に対する機械導入のとり入れ方、(10)農村電化、通信施設等の具体的計画の樹立、(11)運輸交通面の再検討、(12)拓殖実習場に対する予算増額の問題、(13)農地開拓委員会提出意見の継続事業費の増額、小団地補助の拡大、電源開発に伴う農業用水の確保、耕土保全対策等についての具体的検討等について意見があつて、午後三時五十分散会。

工嶺電力財政金融小委員会

○五月十五日 午前十一時三十二分、第一委員室において工嶺電力財政

金融小委員会を開議。

大島主査（自民）より、小委員会の運営について諮り、最初に財政関係の説明を聴取、次に商工電力関係の説明を聴取し、それによつて関係出先機関の意向を聴くこととし、明後十七日より説明の聴取を行うことに決し、午前十一時三十五分散会。

○五月十七日 午前十一時三十五分、運営委員室において工鉦電力財政金融小委員会を開議。

大島主査（自民）より、総合開発第二次五カ年計画案の全体資金計画のうち道費並びに市町村負担関係の係数について説明を求め、開発調査課次長より説明を聴取、主査より、五カ年間の道費持ち出しの見通し、開発の進展と道民所得及び道費の伸びの関連、起債償還額増の問題等について、増田委員（社）より、市町村の負担関係、赤字市町村の開発事業に対する措置、政府及び民間金融の見通し等について、中野（定）委員（社）より、赤字市町村と開発事業の実施問題について、山本委員（自民）より、社会増の人口に対する教育費の全額国庫負担の問題について質疑及び意見があり、地方課長、財政課次長、開発調査課次長より答弁があつて、午後一時三十五分散会。

○五月十八日 午後二時三十分、第一委員室において工鉦電力財政金融小委員会を開議。

大島主査（自民）より、本日は道の総合開発委員会が開かれていゝる関係上商工部関係の立案担当者から説明聴取することが出来ない旨を述べ、本日及び明十九日は個人調査を行うこととし、二十一日から二十三日まで各常任委員会が開かれるので一応個人調査を続け、二十四日に工鉦業、商業及び電力関係の説明を聴取し、以後審議を続行することに決し、午後二時三十二分散会。

○五月二十九日 午前十一時十分、第三委員室において工鉦電力財政金融小委員会を開議。

① 大島主査（自民）より、総合開発第二次五カ年計画案の鉦業部門について説明を求め、開発調査課員より説明を聴取、一旦休憩、午後一時四十分再開。

② 今後の審議日程について協議の後、工業部門について工業課員より説明を聴取、山本委員（自民）より、主要物産の生産目標に酒の記載がない点、味噌、醤油の生産と消費及び移入との関連、製菓工業のキャラメルの内地メーカー道内進出の問題、プロパンガスのとりに上げ方、天然ガス利用の問題等について、大島主査（自民）より、造船関係の計画、菓子工業の計画、商工関係に対する開発公庫の融資見通し、商工中金から農林水産部門に対する融資の焦げつきの問題、第三次工業計画の立案及び中小企業振興の問題等について、増田委員（社）より、パルプ用材不足の問題、石油調査費の過少等について質疑及び意見があり、開発調査課次長、工業課員より答弁があつて、

③ 次に電力関係について開発調査課員より説明を聴取、増田委員（社）より、無電灯地帯解消計画の考慮について意見があり、
④ 次に商業部門について商務課次長より説明を聴取、増田委員（社）より、中小商業育成対策のうち社会政策面からの対策強化の内容、道産品と府県生産品の消流実態の比較、購買力把握の対策等について、山本委員（自民）より、販売会社設置の問題、道産品愛用と価格の問題、味噌、醤油の生産と府県生産品に對抗の問題等について、大島主査（自民）より、消費協同組合の中小商業圧迫の問題、青函間海上運賃の検討の必要、中小商業者に対する商工中金の融資拡大の問題、青函トンネルの実施計画等について質疑及び意見があり、商務課次長より答弁があつて、午後四時五十分散会。

○五月九日 午前十一時二十分、第三委員室において運輸交通文化厚生小委員会を開議。

本多主査（自民）より、小委員会の運営について諮り、暫時休憩の後再開、新川委員（労）より、本日及び明日は理事者の出席が困難のようであるので、明五月十日は鉄道局、陸運局、十一日は電信電話公社、郵政局、十二日は開発局に向いて説明を聴取し、十三日は日曜日であるから十四日以降十七日まで小委員会を開いて所管部門について審議を行うこととされたい旨の発言があつて、異議なくそのことに決し、午前十一時三十分散会。

○五月二十八日 午後二時二十分、第二委員室において運輸交通文化厚生小委員会を開議。

本多主査（自民）より、国鉄当局より意見聴取を行うことについて諮り、異議なくそのことに決し、一旦休憩（休憩中、国鉄総支配人付より主として国鉄幹線輸送の強化、新線建設、青函トンネル等について意見を聴取した）、午後四時五分再開、新川委員（労）より新線、建設及び青函トンネルについての資金計画を検討して着工にもつて行くようにすべきこと、室蘭、大畑間の連絡航路については北海道開発委員会では削除して承認しているので本委員会としてもそのようにして了承すべきであること、又財政的に現在の国鉄の会計では実現見通しは暗いので何らかの財政措置が必要であること、総論における表現及び国鉄輸送量の推移、青函航送力実績表、国鉄整備事業費を国鉄提出の資料を参照して表現を変える必要がある旨の意見があり、大石委員（社）より、総論の表現を政治的に強く打ち出すこと、鉄道整備計画中の表現を具体的に意向を含めて強く打ち

出すこと、鉄道の資金計画の自主的検討の必要について意見があり、再び新川委員（労）より、総論のうち計画達成のための諸方策中行政措置が鉄道幹線輸送力の強化と航送力の強化の二点にわかれていてこれを一本にしてこの中に建設線或は青函トンネルの着工の問題を表現し、資金計画に対する強い打ち出し方について再検討されたい旨、本多主査（自民）より、年次別輸送実績表が国鉄より提出されているので検討されたい旨の意見があつて、鉄道関係については更に企画本部において検討し、その結果に基いて再度審議することとし、午前四時散会。

○五月二十九日 午前十一時二十五分、第二委員室において運輸交通文化厚生小委員会を開議。

① 本多主査（自民）より、昭和二十九年年度実績赤字、赤字市町村名及び地方財政再建促進特別措置法適用又は見込団体調、北海道総合開発第一次五カ年実施計画実績調、一般建設事業道負担調等の提出資料について説明を求め、開発調査課長より説明を聴取、資料に対する質疑及び意見があつて、

② 次に国土保全計画篇中治水、河川総合開発問題を議題とし、新川委員（労）より、開発局の計画との関連について質疑及び意見があり、開発調査課長より答弁、一旦休憩、午後三時四十一分再開、主査より今後の日程について藤田委員長から連絡があつたが、それによると明三十日、三十一日は個人審査、六月一日は本委員会、二日は小委員会、三日は休日（日曜日）、四、五、六の三日間は小委員会として結論を出し、七日は本委員会（小委員会の中間報告）、八日、九日は事務整理、十日は休日（日曜日）、十一日、十二日は本委員会で結論となつている旨を述べ、明三十日は各項目について意見調整を行うこととし、午後三時五十二分散会。

○五月三十日 午後二時二分、第二委員室において運輸交通文化厚生小委員会を開議。

本多主査（自民）より、今後の運営について諮り、昨日特別委員長より提示された案を目安として了承すること、六月二日の小委員会においてはどのように折り込むかについて態度を決定すること、海運局関係については特に検討してはつきりした線を打ち出すことに決し、午後二時七分散会。





第二十四国会の望展

第二十四通常国会は、昨年十二月二十日開会され、五月十七日までの会期は一度延長されて百六十七日間に亘る会期となり、六月三日閉会した。当初二大政党による国会運営は正常なすべり出しを見せたが、二月下旬政府与党の小選挙区法案の提出気構えから空気が次第に険悪の様相を呈するに至り、衆議院における小選挙区法案をめぐる与野党の攻防は日を逐うて激しさを加え、鳩山内閣不信任案をはじめ各大臣は軒並み不信任案を提出され、審議は難行を続け、特に会期末参議院における新教育委員会法案をめぐる混戦は最高潮に達し、ついに本会議場に警察官を導入するという最悪の事態に立ち至った。

今国会で成立した重要法案は、憲法調査会法、国防会議構成法、地方自治法改正、新教育委員会法等で、このほか三十一年度予算が成立、日比賠償協定が承認され、売春防止法が満場一致で成立を見た、しかし、小選挙区法案、健康保険法改正案、教科書法案は審議未了、廃案となった。

なお会期中、日ソ漁業条約がモスクワで調印され、関連して日ソ復交問題が大きく前面に押し出されて来たことは注目される。

法案等審議の結果は次のとおり。

一 承認された条約

- (1) 国際金銀公社への加盟について承認を求める件(条約第一号)
- (2) 日本国とカンボジアとの間の友好条約の批准について承認を求める件(条約第二号)
- (3) 航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定の批准について承認を求める件(条約第三号)
- (4) 航空業務に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求める件(条約第四号)
- (5) 航空業務に関する日本国とオーストラリア連邦との協定の締結について承認を求める件(条約第五号)
- (6) 国際民間航空条約の改正に関する議定書(第四十五条に関するもの)の批准について承認を求める件(条約第六号)
- (7) 国際民間航空条約の改正に関する議定書(第四十八条等に関するもの)の批准について承認を求める件(条約第七号)
- (8) 一九五五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条を改正する議定書の締結について承認を求める件(条約第八号)
- (9) 農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求める件(条約第九号)
- (10) オランダ国民のある種の私的請求権に関する問題の解決に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の議定書の締結について承認を求める件(条約第十号)
- (11) すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約(第四十五号)の批准について承認を求める件(条約第十一号)
- (12) 有料職業紹介所に関する条約(一九四九年の改正条約)(第九十六号)の批准について承認を求める件(条約第十二号)
- (13) 日本国における英連邦戦死者墓地に関する協定の締結について承認を求める件(条約第十三号)
- (14) 防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び議定書の締結について承認

認を求めるの件（条約第十四号）

- (5) 日本国とカナダとの間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件（条約第十五号）

- (6) 日本国とフィリピン共和国との間の賠償協定の批准について承認を求めるの件（条約第十六号）

二 承認案

- (1) 放送法第三十七条第二項の規定に基き国会の承認を求める件（承認第一号）

- (2) 地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件（承認第二号）

三 承諾案

- (1) 昭和三十年度一般會計予備費使用總調書（その一）
- (2) 昭和三十年度特別會計予備費使用總調書（その一）

四 予算案

- (1) 昭和三十年度特別會計予算補正（特第三号）（閣下第一号）
- (2) 昭和三十一年度一般會計予算（閣下第二号）
- (3) 昭和三十一年度特別會計予算（閣下第三号）
- (4) 昭和三十一年度政府關係機關予算（閣下第四号）
- (5) 昭和三十年度一般會計補正（第一号）
- (6) 昭和三十年度特別會計予算補正（特第四号）
- (7) 昭和三十年度政府關係機關予算補正（機第一号）

五 決議案

可決されたもの（八件）

- (1) 北海道開発推進決議案（岸信介ほか九名提出）（第一号）
- (2) 原水爆実験禁止要望決議案（岸信介ほか十二名提出）（第三号）
- (3) 北洋漁業確保に決する決議案（岸信介ほか四名提出）（第二二号）
- (4) 在ソ未帰還同胞の引揚促進に關する決議案（岸信介ほか四名提出）（第十三号）
- (5) 日中貿易促進に關する決議案（岸信介ほか四名提出）（第十四号）
- (6) 東北開発に關する決議案（岸信介ほか十一名提出）（第四十八号）

- (7) 沖縄及び小笠原諸島における施政回復に關する決議案（岸信介ほか十六名提出）（第五十二号）

- (8) 台風常襲地等の災害防除対策確立に關する決議案（竹山祐太郎ほか三十一名提出）（第五十四号）

審議未了となつたもの（三件）

- (1) 文教委員長佐藤觀次郎君解任決議案（岸信介外十三名提出）（第四十九号）
- (2) 国会の秩序保持に關する決議案（岸信介外七名提出）（第五十号）
- (3) 綱紀肅正要望決議案（淺沼稻次郎外三名提出）（第五十一号）

否決されたもの（八件）

- 衆議院解散要求決議案（淺沼稻次郎外五名提出）（第五号）
- 太田國務大臣不信任決議案（淺沼稻次郎外五名提出）（第六号）
- 重光外務大臣不信任決議案（淺沼稻次郎外五名提出）（第九号）
- 國務大臣清瀬一郎君不信任決議案（淺沼稻次郎外四名提出）（第十五号）
- 小林國務大臣不信任決議案（淺沼稻次郎外四名提出）（第十六号）
- 防衛庁長官船田中君不信任決議案（淺沼稻次郎外四名提出）（第四十四号）
- 大藏大臣一万田尚登君不信任決議案（淺沼稻次郎外四名提出）（第四十五号）
- 鳩山内閣不信任決議案（淺沼稻次郎外三名提出）（第五十三号）

撤回されたもの（三十五件）

- 内閣總理大臣鳩山一郎君問責決議案（淺沼稻次郎外三名提出）（第二号）
- 鳩山首相の引退勧告決議案（淺沼稻次郎外四名提出）（第四号）
- 北洋漁業保護に關する決議案（淺沼稻次郎外五名提出）（第七号）
- 在ソ未帰還同胞の引揚促進に關する決議案（淺沼稻次郎外五名提出）（第八号）
- 北洋漁業確保に關する決議案（岸信介外六名提出）（第十号）
- 在ソ未帰還同胞の引揚促進に關する決議案（岸信介外七名提出）（第十一号）
- 鳩山内閣信任決議案（岸信介外十七名提出）（第二十一号）
- 國務大臣正力松太郎君不信任決議案（淺沼稻次郎外四名提出）（第三十九号）など大臣不信任決議案十三件
- 文教委員長佐藤觀次郎君解任決議案（岸信介外十三名提出）（四十三号）など委員長解任決議案一五件

六 法律案

提出区分	法律案数	衆議院通過	衆議院参議院 繼續審査 繼續審査	否決	委員会 議決 不要	撤回	審査未了
内閣	一五(一)	一四	一	一	一	一(一)	九
衆議院	七(六)	一五(三)	二五(一)	一	二	九(一)	一六(一)
参議院	一三(一)	九(一)	一	一	一	一(三)	二(五)
計	二五(一〇)	一六(四)	四一(一)	二	二	一〇(四)	二六(六)

備考 1 カッコ内の数字は前国会よりの継続法律案数。

2 衆議院議員提出案数と内訳数とが符合しないのは併合修正一件あつたによる。

内閣提出の部

提出 番号	法 律 案 名	成立月日	公 布	法律番号
一	総理府設置法の一部を改正する法律	三、五	三、七	五
二	家事審判法の一部を改正する法律	四、二〇	五、二	九一
三	大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律	三、六	三、一六	一一
四	在外公館等借入金返済の準備に関する法律を廃止する法律	三、六	三、二〇	一五
五	国立学校設置法の一部を改正する法律	三、九	三、二四	二六
六	日本学士院法	三、九	三、二四	二七
七	日本学術会議法の一部を改正する法律	三、一六	三、二三	二一

八	所得税法の一部を改正する法律	三、一四	三、三一	五六
九	製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律	二、一七	二、二三	三
一〇	臨時教育制度審議会設置法案	審査未了		
一一	開拓融資保証法の一部を改正する法律	三、一六	三、二八	三三
一二	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律	三、一九	三、二四	二八
一三	賠償等特殊債務処理特別会計法	三、二六	三、三一	五三
一四	日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律	二、一七	二、二三	二
一五	日本輸出入銀行法の一部を改正する法律	三、二六	四、一	六二
一六	鉄道抵当法の一部を改正する法律	三、九	四、二	六三
一七	捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律	二、二三	三、一	四
一八	砂糖消費税法の一部を改正する法律	三、一四	三、三一	五九
一九	関税定率法の一部を改正する法律	三、一四	三、三一	五七
二〇	就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律	三、三〇	三、三〇	四〇
二一	検疫法の一部を改正する法律	三、三〇	四、一一	六六
二二	高圧ガス取締法の一部を改正する法律	三、八	四、一	六〇
二三	道路整備特別措置法	三、七	三、一四	七

二四	日本道路公団法	三、七	三、一四	六
二五	法務省設置の一部を改正する法律	三、九	三、二〇	一四
二六	入場譲与税法の一部を改正する法律	三、一四	三、二二	二〇
二七	公有林野官行造林法の一部を改正する法律	三、九	三、一七	一三
二八	在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律	三、五	三、一六	一〇
二九	国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律	六、三	七、二	一六七
三〇	開拓者資金融通法の一部を改正する法律	三、一六	三、二八	三二
三一	電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律	三、二三	三、二九	三六
三二	昭和二十八年、昭和二十九年、昭和三十年及び昭和三十一年の国債整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律	三、一四	三、二九	三五
三三	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律	三、一四	三、二八	三四
三四	東北興業株式会社法の一部を改正する法律	四、二七	五、四	九五
三五	外務公務員法の一部を改正する法律	三、一六	三、一七	一二
三六	飼料需給安定法の一部を改正する法律	三、三〇	三、三〇	四三
三七	漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律	三、一六	三、二三	二四
三八	補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律	三、三〇	三、三〇	三九
三九	租税特別措置等の一部を改正する法律	三、一四	三、三一	五四

四〇	関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律	三、三〇	三、三二	五八
四一	未婚遺者留守家族等援護法の一部を改正する法律	三、三一	四、一一	六七
四二	防衛庁設置法の一部を改正する法律	四、一六	四、二〇	七七
四三	自衛隊法の一部を改正する法律	四、一六	四、二〇	七八
四四	奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律	二、二七	三、二七	三一
四五	交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律	五、一一	五、一五	一〇四
四六	余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律	六、三	六、五	一二八
四七	町村職員恩給組合法の一部を改正する法律	五、二五	五、三一	一一九
四八	労働保険審査官及び労働保険審査会	五、二八	六、四	一二六
四九	国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務員傷病年金等の額の改正に関する法律	六、三	六、六	一三二
五〇	地方交付税法の一部を改正する法律	五、九	五、一二	一〇〇
五一	科学技術庁設置法	三、二六	三、三一	四九
五二	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律	三、一四	三、一五	九
五三	農業協同組合整備特別措置法	三、三〇	三、三〇	四四
五四	地方公務員法等の一部を改正する法律案	衆院継続		
五五	外国人登録法の一部を改正する法律	四、二七	五、七	九六

五六	農業改良資金助成法	四、一三	五、一二	一〇二
五七	中小企業信用保険法の一部を改正する法律	三、一九	三、二六	三〇
五八	中小企業金融公庫法の一部を改正する法律	三、一九	三、二六	二九
五九	特定物資輸入臨時措置法	五、二五	六、四	一二七
六〇	特定物資納付金処理特別会計法	六、三	六、五	一二九
六一	食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律	三、一六	三、二三	二三
六二	労働省設置法等の一部を改正する法律	四、六	四、一三	六八
六三	北海道開墾公庫法	四、三〇	五、一一	九七
六四	国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律	四、二三	四、二四	八二
六五	学校給食法の一部を改正する法律	三、三〇	三、三〇	四一
六六	農地開発機械公団法の一部を改正する法律	五、一六	五、二一	一一二
六七	空港整備法	三、二三	四、二〇	八〇
六八	輸出保険法の一部を改正する法律	四、六	四、一六	七三
六九	地方税法の一部を改正する法律	四、二三	四、二四	八一
七〇	百貨店法	五、一六	五、二三	一一六
七一	租税特別措置法の一部を改正する法律	三、二六	四、一	六一

七二	閉鎖機関令の一部を改正する法律	五、一六	五、二二	一〇九
七三	旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律	五、一六	五、二二	一一一
七四	養務教育費国庫負担法の一部を改正する法律	三、三〇	三、三〇	四二
七五	船舶職員法等の一部を改正する法律	三、一五	三、二〇	一七
七六	金融制度調査会設置法	六、三	六、七	一三五
七七	万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律	四、二八	四、二八	八六
七八	健康保険法等の一部を改正する法律案	審査未了		
七九	厚生年金保険法の一部を改正する法律案	審査未了		
八〇	道路運送車両法の一部を改正する法律	三、一五	三、二〇	一六
八一	地方財政の再建等のため公共事業に係る国庫負担等の臨時特別に関する法律	五、九	五、一二	九九
八二	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律	三、二八	四、二三	六九
八三	繊維工業設備臨時措置法	五、二九	六、五	一三〇
八四	厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案	審査未了		
八五	船員保険法の一部を改正する法律案	審査未了		
八六	船員保険特別会計法の一部を改正する法律案	審査未了		
八七	国防会議の構成等に関する法律	六、三	七、二	一六六

八八	日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律	五、二九	六、八	一三九
八九	臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律	三、二三	三、二九	三七
九〇	漁港法の一部を改正する法律	五、二二	六、一	一二二
九一	住宅金融公庫法の一部を改正する法律	三、一六	三、二三	二五
九二	家畜取引法	五、二四	六、一	一二三
九三	日本原子力研究所法	四、三〇	五、四	九二
九四	公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律	五、一五	五、二二	一〇八
九五	厚生省設置法等の一部を改正する法律	三、三一	三、三一	五〇
九六	会計検査院法の一部を改正する法律	五、三一	六、八	一三七
九七	物品管理法	五、一七	五、二二	一一三
九八	機械工業振興臨時措置法	五、二九	六、一五	一五四
九九	中央卸売市場法の一部を改正する法律	六、三	六、二二	一五八
一〇〇	昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律	六、三	六、六	一三二
一〇一	昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律	六、三	六、一三	一四九
一〇二	道路運送法の一部を改正する法律	六、三	七、二	一六八
一〇三	国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律	四、二五	五、一	八七

一〇四	飼料品質改善に関する法律の一部を改正する法律	四、一八	四、二六	八四
一〇五	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	六、二	六、三〇	一六二
一〇六	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律	六、二	六、三〇	一六三
一〇七	宮内庁法の一部を改正する法律	五、二八	六、二六	一六一
一〇八	地方財政法等の一部を改正する法律	五、九	五、一二	九八
一〇九	行政機関職員定員法の一部を改正する法律	三、三一	三、三一	四八
一一〇	日本国有鉄道法の一部を改正する法律	五、九	五、一五	一〇五
一一一	地方自治法の一部を改正する法律	六、三	六、一二	一四七
一二二	原子燃料公社法	四、三〇	五、四	九四
一二三	核原料物資開発促進臨時措置法	四、三〇	五、四	九三
一二四	社会福祉事業法の一部を改正する法律案	撤回		
一二五	身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案	参院継続		
一二六	性病予防法等の一部を改正する法律案	参院継続		
一二七	関税法等の一部を改正する法律	四、二四	五、一	八八
一二八	国有財産法の一部を改正する法律	三、二七	四、五	六四
一二九	母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律	六、三	六、二〇	一五六

一一〇	へい黙処理場等に関する法律の一部を改正する法律	五、二八	六、六	一三一
一一一	教科書法案	審査未了		
一二二	採血及び供出あつせん業取締法	五、二八	六、二五	一六〇
一二三	食品衛生法の一部を改正する法律案	参院継続		
一二四	肥料取締法の一部を改正する法律	五、三一	六、一一	一四五
一二五	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律	六、三	六、一二	一四八
一二六	訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律	四、二七	五、一	八九
一二七	離島振興法の一部を改正する法律	三、三〇	三、三一	五二
一二八	工業用水法	五、二三	六、一一	一四六
一二九	中小企業振興資金助成法	四、二三	五、二二	一一五
一三〇	地代家賃統制令の一部を改正する法律	四、一三	四、一九	七五
一三一	旅行あつち業法の一部を改正する法律	四、二四	五、一	九〇
一二二	都市公園法	四、六	四、二〇	七九
一三三	下請代金支払遅延等防止法	五、一六	六、一	一二〇
一三四	新市町村建設促進法	六、二	六、三〇	一六四
一三五	公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律	四、一三	四、一九	七六

一三六	郵便振替貯金法の一部を改正する法律	五、一一	五、一八	一〇六
一三七	計量法の一部を改正する法律	四、一二	四、一八	七四
一三八	首都圏整備法	四、二〇	四、二六	八三
一三九	公職選挙法の一部を改正する法律案	審査未了		
一四〇	運輸省設置法の一部を改正する法律	五、二三	六、一一	一四一
一四一	気象業務法の一部を改正する法律	六、三	六、一一	一四四
一四二	消防団員等公務災害補償責任共済基金法	五、一五	五、二二	一〇七
一四三	税理士法の一部を改正する法律	六、三	六、三〇	一六五
一四四	電源開発促進法の一部を改正する法律	六、三	六、七	一三六
一四五	森林開発公団法	四、二〇	四、二七	八五
一四六	市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案	審査未了		
一四七	国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案	参院継続		
一四八	接收貴金属等の処理に関する法律案	衆院継続		
一四九	国の債権の管理等に関する法律	五、一七	五、二二	一一四
一五〇	土地収容法の一部を改正する法律	五、九	五、一四	一〇三
一五一	倉庫業法	五、一八	六、一	一二一

一五二	海岸法	四、二五	五、一三	一〇一
一五三	物品税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律	六、三	六、一一	一四三
一五四	通商産業省設置法の一部を改正する法律	六、三	六、二〇	一五五
一五五	農林省設置法の一部を改正する法律	六、三	六、二五	一五九
一五六	国家行政組織法の一部を改正する法律案	衆院継続		
一五七	大蔵省設置法の一部を改正する法律案	衆院継続		
一五八	財政法の一部を改正する法律案	衆院継続		
一五九	国家公務員のための国政宿舍に関する法律の一部を改正する法律案	衆院継続		
一六〇	栄典法案	衆院継続		
一六一	内閣法等の一部を改正する法律案	衆院継続		
一六二	国家公務員法の一部を改正する法律案	衆院継続		
一六三	農業委員会法等の一部を改正する法律案	衆院継続		
一六四	事務次官補を設置するための外務省設置法等の一部を改正する法律案	衆院継続		
一六五	建設業法の一部を改正する法律	五、二五	六、二	一二五
一六六	内政省設置法案	衆院継続		
一六七	経済企画庁設置法の一部を改正する法律案	衆院継続		

一六八	北海道開発庁設置法案	衆院継続		
一六九	会計法の一部を改正する法律案	衆院継続		
一七〇	内政省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案	衆院継続		
一七一	賣春防止法	五、二二	五、二四	一一八
一七二	北海道開発庁設置法施行法案	衆院継続		
衆議院議員提出の部				
一	憲法調査会法	五、一六	六、一一	一四〇
二	健康保険法等の一部を改正する法律案	撤回		
三	百貨店法案	撤回		
四	日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案	衆院継続		
五	司法書士法の一部を改正する法律	三、一四	三、二二	一八
六	土地家屋調査士法の一部を改正する法律	三、一四	三、二二	一九
七	特殊上いよみ地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律	三、一二	三、二三	二二
八	国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案	衆院継続		
九	急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律	三、二六	三、三〇	三八
一〇	市町村立学校職員給与負担法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案	審査未了		

一一	私立学校法の一部を改正する法律案	審査未了		
一二	所得税法の一部を改正する法律	三、一四	三、三一	五五
一三	違憲裁判手続法案	審査未了		
一四	裁判所法の一部を改正する法律案	審査未了		
一五	物品税法を廃止する法律案	衆院継続		
一六	酒税法の一部を改正する法律案	衆院継続		
一七	外資に関する法律の一部を改正する法律案	衆院継続		
一八	銀行法の一部を改正する法律案	衆院継続		
一九	国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律	五、一八	五、二四	一一七
二〇	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法	四、六	四、一四	七二
二一	政治資金規正法の一部を改正する法律案	衆院継続		
二二	公職選挙法の一部を改正する法律案	審査未了		
二三	国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案	委員会 議決不要		
二四	引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律	三、三一	四、六	六五
二五	有益鳥獣の保護増殖及び狩猟の適正化等に関する特別措置法案	審査未了		
二六	国民健康保険法の一部を改正する法律案	衆院継続		

二七	官庁営繕法の一部を改正する法律	四、六	四、一四	七一
二八	売春に係る処置、保安処分及び更正保護に関する法律案	撤回		
二九	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律	三、三〇	三、三一	四六
三〇	国立国会図書館法の規定により行政各部に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律	三、三〇	三、三一	四七
三一	罹災都市借地持家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律	四、六	四、一三	七〇
三二	寄生虫病予防法の一部を改正する法律案	参院継続		
三三	健康保険法等の一部を改正する法律案	委員会 議決不要		
三四	売春に係る処置・保安処分及び更生保護に関する法律の施行に伴う裁判所法等の一部を改正する法律案	撤回		
三五	農村水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律	六、三	六、一一	一四二
三六	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	衆院継続		
三七	最低賃金法案	衆院継続		
三八	地方交付税法の一部を改正する法律案	否決		
三九	特定郵便局長の任免等に関する特別措置法案	審査未了		
四〇	国家公務員法等の一部を改正する法律案	審査未了		
四一	郵政事業を行う国の経営する企業に勤務する特定の職員の任免等に関する法律案	撤回		
四二	国家公務員法等の一部を改正する法律案	撤回		

四三	参議院議員の通常選挙の期日等の臨時特例に関する法律案	審査未了		
四四	教科書法案	撤回		
四五	初等教育及び中等教育内容等に関する法律案	審査未了		
四六	義務教育諸学校の児童及び生徒に対する教科書の給与に関する法律案	審査未了		
四七	土地収用法の一部を改正する法律案	撤回		
四八	昭和二十九年年度までの災害に係る農林水産業施設の災害復旧事業の実施について の善後措置に関する法律案	衆院継続		
四九	寄生虫病予防法の一部を改正する法律案	三二号と併合		
五〇	刑事補償法の一部を改正する法律案	審査未了		
五一	罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案	五、一六 五、二二 一一〇		
五二	教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての任用を準教育職員としての在職とみなす ことに関する法律の一部を改正する法律案	衆院継続		
五三	美容師法案	衆院継続		
五四	北海道に在勤する者に支給される石炭手当に対する所得税の特例に関する法律案	衆院継続		
五五	日軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律案	衆院継続		
五六	昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案	衆院継続		
五七	農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案	衆院継続		

五八	労働者福祉施設資金の運用に関する法律案	衆院継続		
五九	北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に関する法律案	衆院継続		
六〇	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案	衆院継続		
六一	昭和三十一年から昭和三十五年までに償還すべき元金償還金がある地方債の元金償還金の償還の特例に関する法律案	審査未了		
六二	地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案	審査未了		
六三	町村合併促進法の一部を改正する法律案	否決		
六四	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する法律の一部を改正する法律案	撤回		
六五	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する法律の一部を改正する法律案	審査未了		
六六	衛生検査技師法案	衆院継続		
六七	農産物価格安定法の一部を改正する法律案	六、三 六、一三 一五一		
六八	港湾労働者の雇用安定に関する法律案	衆院継続		
六九	中小企業安定法の一部を改正する法律案	衆院継続		
七〇	母子年金法案	衆院継続		
七一	農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案	審査未了		

参議院議員提出の部

一	国務大臣の私企業への関与の制限に関する法律案	衆院継続		
二	国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案	審査未了		
三	刑法等の一部を改正する法律案	参院継続		
四	恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律	三、二九	三、三一	五一
五	租税特別措置法の一部を改正する法律	五、三一	六、一三	一五〇
六	公共企業体職員共済組合法	五、八	六、六	一三四
七	夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律	六、二	六、二〇	一五七
八	公立養護学校整備特別措置法	六、二	六、一四	一五二
九	盲学校・ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律	六、二	六、一四	一五三
一〇	国会議員の歳費旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律	五、二九	六、二	一二四
一一	労働者災害保険法の一部を改正する法律案	参院継続		
一二	地方競馬会法案	審査未了		
一三	慰老年金法案	参院継続		

第二十三臨時国会提出法律案継続審査結果

衆議院議員提出の部

提出番号	法律案名	成立月日	公布月日	法律番号
三	昭和三十年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案	審査未了		
四	農産物価格安定法の一部を改正する法律案	撤回		

参議院議員提出の部

一	公職選挙法の一部を改正する法律	三、一四	三、一五	八
---	-----------------	------	------	---

第二十二特別国会提出法律案継続審査結果

内閣提出の部

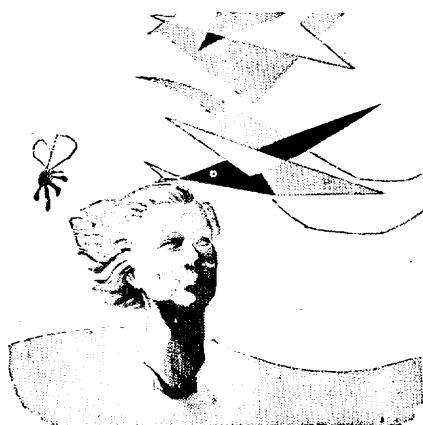
提出番号	法律案名	成立月日	公布月日	法律番号
一四〇	地方公務員法の一部を改正する法律案	撤回		

衆議院議員提出の部

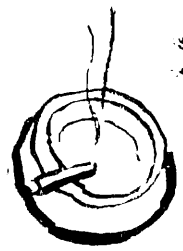
二六	国土開発縦貫自動車道建設法	衆院継続		
四三	砂利採取法	二、一四	二、二二	一
四六	日本電信電話公社法の一部を改正する法律	三、二九	三、三〇	四五
五四	接取不動産に関する借地借家臨時処理法	五、三一	六、八	一三八

参議院議員提出の部

二八	中央卸売市場法の一部を改正する法律案	審査完了		
二七	調理改善法案	参院継続		
二六	幼児誘拐等処罰法案	参院継続		
二五	公職選挙法の一部を改正する法律案	撤回		
二二	建設業法の一部を改正する法律案	参院継続		
二一	社会福祉事業等の施設に関する措置法律案	参院継続		
二〇	公共企業体職員等共済組合法案	撤回		
一四	日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案	審査完了		
九	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案	参院継続		
七	日本分譲住宅公社法施行法案	審査完了		
六	日本分譲住宅公社法案	審査完了		
五	国設住宅法案	審査完了		



新選録



K U

報道から拾う

新町長の当選確定と旧町長不信任議決無

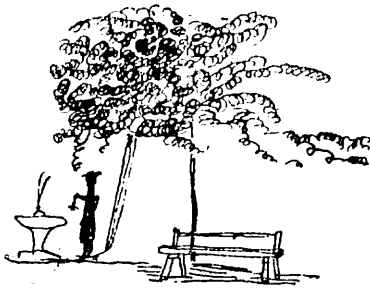
効確認を求める訴の法律上の利益

これは道内の若佐町で起きた事件で、町議会が町長の不信任議決をしたので、町長は議会を解散したが、解散後新たに選出された議員からなる新議会も再び町長不信任の議決をした。従つて、地自法第百十七条二項により、議長から町長に対する不信任議決の通知の日に町長は失職し選挙により新町長が選出された。その後旧町長から不信任議決の無効確認を求める訴が提起されたのであるが、それに対しこの訴はその法律上の利益がないとして棄却の判決が下されたのである。

判決理由要旨

町長不信任決議の無効確認を求める訴訟の目的たる権利または利益は、町長たる地位であり、かかる請求をなす趣旨は町長たる地位を回復するにあると解すべ

きであるから、町長たる地位を失つてしまつた後においては、不信任決議の無効確認によつて回復すべき地位がなく、不信任決議の無効確認を求める法律上の利益もまた失われたものといふべきである。而して町長不信任決議があつた後に適法に町長の選挙が行われ、新町長の当選が確定すれば、右選挙の日から新町長が町長たる地位に就く結果、従前の町長は不信任決議の効力如何にかかわらず確定的に町長たる地位を失うにいたるものと解するを相当とする。したがつて適法に町長選挙が行われ新町長が当選確定した後は、従前の町長は町長不信任決議の無効確認を求める法律上の利益がないものといわなければならない。



圖書室だより

各官公庁・その他よりの受贈圖書

圖書名	受贈先
レファレンス 六一号、六三三号	調査立法考査局
国会図書館年報	国会図書館
収書通報 八十四号	同
米内政府刊行物目録 翌々号	同
納本週報 三十八号	同
洋書速報 二二二号	同
読書春秋 二二二号	同
国会図書館公報 一、二二五号	同
自治春秋 四月号	国会資料協会
北海道農業研究 第十号	第一法規出版社
旬刊広報 一六二二号	道立農業研究所
北海警友 四月号	道弘報課
労働委員会月報 十周年記念特集号	道警北海警友編集部
建設月報 二月号	地方労働委員会事務局
図書月報 四月号	建設省
調査月報 三月号	岩波書店
資料月報 五、六号	道拓銀調査部
郵政統計月報 二二二号	統計局
郵政統計月報 二二二号	郵政省
海外通信だより 十号	同
研究報告解説 八十二号	農林省

農業情報 一月号	農林省
農林図書資料月報 二月号	同
林業試験場研究 報告類の論文目録	同
森林防疫ニュース	同
水産時報 一、二二二号	同
農林水産統計月報 四六、四七号	同
農林統計調査 一、二二二号	同
協同組合の現状	同
図書月報 一、二二二号	同
予算は正しく使われたか 一九五二年	同
海上保安庁公報 三三、三四号	同
海上保安統計月報 十一号	同
電気通信業務研究 七二、七三号	同
施設 二二二号	同
ニュースレター (三、二二二号併号)	同
文部省選定教育映画等目録	同
文部広報 一、二二二号	同
教育委員会月報 六五号	同
学生々活時報	同
初等教育資料 二二二号	同
週刊労働五三、五四、五五号	同
毎月労働統計調査結果表	同
全国調査 七九号	同
地方調査 五五、五六号	同
石油統計月報 一、二二二号	同
鉄鋼統計月報 十一号	同
コークス統計月報 十一号	同
通産統計月報 一、二二二号	同
通産統計速報 一、二二二号	同
非鉄金属等需給統計月報 十一号	同
紙パルプ統計月報 十一号	同

繊維統計月報 十一号	通産省
建材統計月報	同
非鉄金属製品統計月報 十一号	同
鉱山製錬統計月報 十一号	同
百貨店販売統計月報 二二二号	同
機械統計月報 十一号	同
皮革統計月報 一、二二二号	同
コークス統計月報 二二二号	同
石炭需給統計月報 二二二号	同
窯業統計月報 一、二二二号	同
石炭生産統計月報 一、二二二号	同
厚生 二二二号	同
厚生 三、二二二号	同
厚生 七二、七三号	同
通産 二二二号	同
労働力調査報告 一月臨時号	同
国土 三、二二二号	同
産業タイムス 四月号	同
農業試験場研究 六九、七〇号	同
さつばろ経済 二二二号	同
岩手県議会時報 二二二号	同
宮城県議会時報 九、十、十一合併号	同
栃木県議会月報 二、三合併号	同
群馬県議会時報 三、四月号	同
鳥取県議会月報 三月号	同
大阪府会 二、三合併号	同
長野県議会資料 五四号	同
日鋼争議の全ぼう	同
昭和二九年度決算検査報告	同
全国都道府県郡市区町村別人口	同
地方財政の状況	同

北海道農家負債実態調査報告	道 農 務 部
交通事故統計	道 警 本 部
農地開拓の概要 三十一年版	道 農 地 開 拓 部
労働市場年報	道 勞 働 部 職 業 安 定 補 導 課
農業基本調査結果報告	道 總 務 部 文 書 統 計 課
北海道有財産条例施行規則	同 管 財 課
札幌市勢年鑑 三十一年版	札 幌 市 役 所
札幌中島スポーツセンター業務報告	道 立 ス ポ ー ツ セ ン タ ー
年次報告書 三十年	人 事 院
職員録追録	大 藏 省 印 刷 局
道民所得調査報告	企 画 本 部
北海道統計書 第三卷	道 總 務 部 文 書 統 計 課
北海道職員録	道 總 務 部 人 事 課
図書目録	東 京 都 議 会 図 書 館
昭和三十一年度採鉱基本方針と計画の概要	石 油 資 源 開 発 株 式 會 社
当社設立の目的	同

昭和三十一年六月二十日発行

北海道議会時報 (第八卷第六号)

編集 北海道議会议務局調査課
発行 北海道議会议務局

五月のメモ

- 3 ○小樽で大火、二百二十余世帯焼く。
 ○第一回世界柔道選手権開く、夏井六段優勝。(東京)
 5 ○留萌で大火、倉庫など三十四棟焼く損害五億円。
 7 ○白屋下川町で大火、二百五十四戸全焼国有林にも延焼。
 8 ○日、中漁業協定を一カ年延長北京で正式調印。
 9 ○ドムニツキー氏の後任決る、チフビンスキー駐英ソ連大使邸参事官。
 9 ○雪印漬バター乳価四十三円四銭に決る、三円値上げ。
 9 ○日、比賠償協定調印終る、総額五億五千万ドル、借款は二億五千万ドル。
 9 ○参院副議長に寺尾豊氏(自民、高知)決定。
 10 ○炭労定期大会開く(五月十五日閉会、東京)
 10 ○日、ソ漁業交渉妥結。
 10 ○第十四回日教組定期大会開く(五月十四日閉会、甲府)
 12 ○清議西村武夫氏死去。
 13 ○小樽でまたも大火、桜町(元熊雄)で二十五戸焼く。
 13 ○駐日ソ連代表部首席代理チフビンスキー氏着任。
 15 ○日、ソ漁業条約調印さる、七月末までに国交正常化の交渉再開(共同コミュニケ発表)。
 16 ○開発公庫理事長に松田令輔氏正式指名、設立委員十六氏も発令。
 16 ○余市で十三棟焼く。
 17 ○北洋調査船第十黒潮丸ソ連監視船に連行さる。
 18 ○マナスル登山隊遂に高峰征服。
 18 ○米陸軍も五%軍縮陸軍予算部長言明。
 19 ○農林省一日現在の作況発表、麦は平年作上廻る。
 19 ○河野農相ワシントン到着国務省訪問。
 20 ○科学技術庁発足。
 20 ○離阿寒岳また爆発。
 21 ○大相撲夏場所開く。
 21 ○米初の水爆投下実験成功。

- 24 ○アバートの火事三十八世帯焼く(札幌)
 24 ○日、ソ国交早期回復市民大会開かる(小樽、釧路)
 26 ○本日夜から明日にかけて月食。
 26 ○日、ソ漁業交渉終え河野農相けさ帰国。
 27 ○放射能汚染調査の俊書丸出発
 28 ○社会党道連大会開く。
 29 ○道炭労定期大会開く(三十日閉会)
 29 ○日、ソ国交回復促進全国漁民大会開く(東京)
 30 ○ルソ連代表部を正式機関として認めることに閣議決定(但し、漁業問題に限る)
 30 ○全国農協中央会で農協要求米価を基本価格石当り一万一千二百四十一円と決定。
 31 ○将田名人戦で大山名人三連勝。
 31 ○元在日ソ連代表ドムニツキー氏来道(四館より帰国)